

札幌大学転学の手続きに関する要領

平成27年4月1日
制定

1 趣旨

この要領は、札幌大学学則第47条第2項の規定に基づき、転学の手続きについて必要な事項を定める。

2 願出

転学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、転学願を事務局に提出しなければならない。

3 面談

(1) 転学を願い出る学生は、アドバイザー教員等と面談をしなければならない。

(2) 病気等やむを得ない理由により面談が困難な場合、電話等による確認も可とする。

4 許可

面談等の結果を踏まえて、学長が転学の可否を決定する。

5 所管

この要領に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

6 改廃

この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。